

政令番号178 1,2-ジクロロプロパン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	3.1E+3			3,130.0	7.9E+0	5.0E+4	50,007.9	53,137.9
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	2.5E+1			25.0				25.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.2E+3	8.5E+0		1,208.5		8.1E+3	8,130.0	9,338.5
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	3.0E+0			3.0				3.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	8.0E+1	5.7E+1		137.0				137.0
34	広島県								
35	山口県	3.9E+2			390.0		1.6E+5	160,000.0	160,390.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						4.3E+5	430,000.0	430,000.0
39	高知県								
40	福岡県						3.1E+3	3,100.0	3,100.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		4.8E+3	6.6E+1		4,893.5	7.9E+0	6.5E+5	651,237.9	656,131.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。